

## 国立・国定公園特別地域内において捕獲等を規制する動物(指定動物)の選定に関する意見と対応の考え方

### (1) タイマイ、アオウミガメ、アカウミガメ(西表国立公園)について

|   | 意見の概要  | 件数 | 対応の考え方  |
|---|--|----|---|
| 1 | <p>指定は見送るべきだと考える。<br/>(理由)<br/>西表近海のウミガメ類は減少傾向にあり、特別地域のみでの捕獲禁止ではほとんど効果がなく、また、地元住民の保護や調査に対して県と環境省に許可申請が必要になることから、現行の沖縄県による採捕許可のみで十分と考える。<br/>また、現場には取締りのためのレンジャーの配置もなく、特別地域のウミガメ産卵地への自動車乗入れに対して、何の取締り、指導も行われていない状態であり、ただウミガメ類を指定動物にしても全く意味がない。ウミガメ類に関しては、全国的な捕獲禁止などの広域的な保護政策が必要であり、法的な規制では西表では何の保護政策にも成らない。</p> | 1  | <p>西表国立公園では、特別地域内に重要な産卵地があり、指定動物として指定し、モニタリング等を実施し、保護の強化を図っていくことは、ウミガメの保護にとって効果があるものと考えます。また、自然公園法上の手続は必要となりますが、学術研究や自然環境保全のための捕獲については許可の対象となります。極力、保護活動や調査に支障のないよう自然保護官事務所において事前にご相談をお受けし、年度当初に年度内の行為を一括して申請していただくなど、迅速に対応していきますので、御理解いただけますようお願いいたします。<br/>現地での監視体制の強化については、西表国立公園では、今後、職員(レンジャー、アクティブレンジャー)の他、グリーンワーカー事業による監視などを強化していく予定です。自動車乗入れについても、実態を把握し、必要な対策について検討していきます。<br/>今回は西表を含む3公園での指定となりますが、全国的に見ても重要な産卵地での保護を優先して実施しようとするものです。</p> |

### (2) タイマイ、アオウミガメ、アカウミガメ(沖縄海岸国定公園(慶良間地域))について

|   | 意見の概要   | 件数 | 対応の考え方  |
|---|---|----|---|
| 2 | <p>調査に対する規制は今まで通りしてほしい。<br/>(理由)<br/>慶良間諸島では、ウミガメの生態があまりわかっていないのが現状であり、生態に関する新しい情報が得られる可能性がある。<br/>ウミガメの現状を調べ、生態の解明につなげていることによって、今後のウミガメ保護に役立てることができ、また、ウミガメだけでなく、周りの生息環境の保全にもつながる。</p> | 1  | <p>自然公園法上の手続は必要となりますが、学術研究や自然環境保全のための捕獲については許可の対象となります。極力、保護活動や調査に支障のないよう迅速に対応していきますので、御理解いただけますようお願いいたします。</p> |

### (3) ウスイロヒョウモンモドキ(大山隠岐国立公園(大山蒜山地域、三瓶山地域)、氷ノ山後山那岐山国定公園)について

|  | 意見の概要 | 件数 | 対応の考え方 |
|--|-------|----|--------|
|--|-------|----|--------|

|   |   |   |
|---|---|---|
| 3 | <p>広い草原に生息するので草原の維持は容易ではない。県によってはボランティアの活動で有効な保全が行われつつあるようであるが、他の地域でそのような地道な活動が可能なのか疑問。</p>   | <p>1 ボランティアによる活動の他、一部地域では、自然再生事業等により生息地の保全・再生が進められつつあります。御指摘のとおり、二次的草原を網羅的に維持することは容易ではありませんが、今回の指定を契機にして草原の維持の取組が広がることを期待しています。また、今後、当省として、どのような支援が可能か検討していきたいと考えています。</p>  |
| 4 | <p>蒜山地域については明らかに採集圧が原因とは考えていない。レジャー開発等を制限しない限り全く意味がない。本種が指定動物になることで、大山地域を含め調査等に支障が出るのが心配される。</p>  | <p>1 生息環境の保全が動物保護の基本であるとの認識のもと、国立公園内で指定動物の生息地破壊に結びつく開発行為は厳正に規制していきます。なお、自然公園法上の手続は必要となりますが、学術研究や自然環境保全のための捕獲については許可の対象となります。極力、保護活動や調査に支障のないよう迅速に対応していきますので、御理解いただきますようお願い致します。</p>   |
| 5 | <p>採集規制について啓発活動がしやすいこと、生息地の一部に民地があり環境の保全に期待がもてること、地元住民と行政の理解・協力がより一層期待できることがメリットとして考えられる。要望として、これまで続けてきた保全活動が制約なく自由にできること、これまで有志により支えられてきたボランティア調査活動のうち、継続的に必要と思われるモニタリング調査や生息環境の復元に関する費用の予算を措置することが挙げられる。安易に無償奉仕的な人々に依存するべきでない。単なる指定だけでは反対。生息環境の復元ができるまでの活動に対してフォローをしてほしい。</p> | <p>1 指定動物の指定は、御指摘のような効果が期待できると考えています。捕獲を伴う場合は自然公園法上の手続は必要となりますが、学術研究や自然環境保全のための捕獲については許可の対象となります。極力、保護活動や調査に支障のないよう迅速に対応していきますので、御理解いただきますようお願い致します。また、捕獲を伴わない活動について特段の制約は生じません。地域で行われているすべての保全活動に当省から財政的な支援を行うことは困難な情勢ですが、今後、どのような支援が可能か検討していきたいと考えています。また、モニタリングについては特に重要と考えており、地域で活動を行っている団体や専門家との連携により実施していく予定です。</p> |
| 6 | <p>現在、NGO等が連携して保護活動が行われており、適切な保全活動や定期的なモニタリングも可能と思われるので、指定することが今後の活動に必要ということであれば致し方ないと思われる。</p>   | <p>1 御指摘を踏まえ、指定動物の指定後は、地域の専門家や団体等と連携してモニタリングや保全活動を進めていきたいと考えています。</p>   |
| 7 | <p>これまでの減少は捕獲によることよりも環境変化に起因するところが大きい。従って、捕獲等を規制するのではなく、環境復元により普通種並の個体群サイズに戻すことが最も重要である。</p>  | <p>2 御指摘を踏まえ、指定動物の指定後は、地域の専門家や団体等と連携してモニタリングや保全活動を進めていきたいと考えています。</p>   |

|   |  |  |
|---|--|--|
| 8 | <p>保護活動としての草刈は、慎重にやらなければ危険である。<br/>(理由)<br/>環境省のリストでは、食草がオミナエシだけになっているが、これは地域によっては二次的な食草であり、主食草はカノコソウである。オミナエシを残してカノコソウを刈り取ってしまったら大変なことになる。また、本種の習性より、単純に食草だけを残すのではなく、食草の周辺の植物も残す必要がある。</p>  | <p>1 御指摘を踏まえ、食草はオミナエシだけでなくカノコソウもあることを念頭において、これらの食草の保全に必要な保全対策を検討したいと考えます。</p>        |
| 9 | <p>発生を中心地を重点的に保護・管理する「コア」的保護を行って、効果が上がった場合はその地以外の場所での採集を許可するようにすれば、モニターが増え、愛好家・研究者にも喜ばれ、監視や管理もやりやすくなると思う。<br/>(理由)<br/>本種は1頭の雌が1000卵近く産卵する。自然状態では、1000の卵から成虫になれるのはわずか0.2%(2頭)くらいといわれているが、それを人工的に管理することによってその割合を数十倍に高めることができる。このチョウの飼育は、採集禁止条例が施行される以前から一部の愛好家によって試みられており、その技術は飛躍的に進歩している。<br/>本種を増やす方法としては、生息地にカノコソウを増やし、その一部に、管理者だけが入れるケージを作り、その中で人工的な管理を行って、成虫の羽化率を高めるという方法が一番良いと思われる。</p> | <p>1 生物資源の持続可能な利用という観点からの御提案ですが、実現には課題も多いものと考えます。御提案は、今後の施策の検討に当たって参考にさせていただきます。</p> |

**(4) タイワンツバメシジミ(本土亜種)(西海国立公園(平戸島・生月島地域))について**

|  | 意見の概要 | 件数 | 対応の考え方 |
|--|-------|----|--------|
|--|-------|----|--------|

|    |   |  |
|----|---|--|
| 10 | <p>本種の捕獲規制に反対する。なぜ捕獲を規制をする必要があるのか。(理由)</p> <p>現在まで、本種に対する特に目立った乱獲及び不必要と思われるような採集は見られない。一方で、低地の草原などを、希少種の事前調査も行わずに工事などが行われているのが現状。</p> <p>また、HP上での採集地公開によってのマニアなどの採集も懸念されているが、該当するHPは数えるほどしか存在しておらず、むしろ今まで、このように採集規制を行ってからすぐに、そういった昆虫達が姿を消しているのが現状。</p> <p>なので、大げさに採取地を暴露するのではなく、現状を維持し、平戸島又は生月島の全てではなく、島の中の一部に保護地域を設けるべきだと思う。</p> | <p>1 絶滅危惧 類の種であって、公園の特別地域内に主要な生息地を有しており、捕獲が現に行われていることから、客観的に判断して、今回選定対象としたものです。</p> <p>監視やモニタリングを実施しながら捕獲規制を行うことにより、平戸島、生月島の公園区域(特別地域)における絶滅を防止します(平戸島、生月島の全域で規制するものではありません。)</p>            |
| 11 | <p>規制された場合、どうやって対象種を見分けるのか。(理由)</p> <p>本種は、近縁種で普通種のツバメシジミに極めてよく似ており、見分け方を知っていないと間違えやすい蝶である。</p> <p>また、完全な監視は不可能であり、誤って一般人が捕獲したらどうするのか。何の罪もない一般人が網を持っていて、悪人扱いされたのでは全くもって迷惑。</p> <p>さらに、まともな調査もできぬまま、公共の工事は着々と進んでいき、絶滅の道を歩んでいくのではないか。</p>   | <p>1 指定動物に指定された動物については、現地で管理に当たる職員が類似種と区別ができるよう、指定動物の生態や同定法等を掲載したマニュアルの作成等を進め、配布する予定です。</p> <p>また、一般の昆虫採取者による混獲は意図して行ったものでなければ、ただちに罰せられるものではありませんが、昆虫採集に関するトラブル防止のために必要な情報提供も実施していく予定です。</p> |
| 12 | <p>このように小形でしかも近縁な別種がいる場合、ボランティアが的確に識別して保全活動が可能なのか疑問が残る。地域に保全活動の核となる人材を確保できるか否かが成否を分ける。環境省でそのような人材を確保できる見込みがあるのか。</p>  | <p>1 指定動物に指定された動物については、現地で管理に当たる職員が類似種と区別ができるよう、指定動物の生態や同定法等を掲載したマニュアルの作成等を進め、配布する予定です。また、地域での保全活動の核と人材の発掘に努めていきます。</p>  |
| 13 | <p>まず何とかしなければならないのは高知県の足摺岬の個体群ではないか。</p>  | <p>1 今回指定する地域以外での生息状況等については、引き続き情報収集していきます。</p>  |
| 14 | <p>土着が確認されていないので指定の意味がないと考える。</p>   | <p>1 当該地域は特別地域内に重要な生息地があることから、指定の効果はあると考えています。</p>   |

|    |  |   |  |
|----|--|---|--|
| 15 | 捕獲圧が高いことが強調されているように感じられるが、感情的な判断で種指定ということであれば問題。   | 1 | 絶滅危惧 類の種であって、公園の特別地域内に主要な生息地を有しており、捕獲が現に行われていることから、客観的に判断して、今回選定対象としたものです。   |
| 16 | 今回のように、地域を限って採集を制限し、生息環境を保全して個体数の復元を目指すことは大いに賛成である。<br>できれば、環境省が10平米位の生息地を数箇所借り上げるなどして、管理をすれば個体数の回復は十分に可能と思われる。その発生地に管理者しか入れないケージを設置するのも一策である。このようなコア的保護は、チョウの保護・増殖には最も効果的方法であると思われるので、今後ぜひ検討してほしいと思う。 | 1 | 監視やモニタリングを実施しながら捕獲規制を行うことにより、平戸島、生月島の公園区域(特別地域)における絶滅を防止します。<br>将来的には生息環境の復元再生の取組も視野に入れ、取るべき対策を検討していきます。           |
| 17 | 本種に関しては収集価値が高いとは思えない。一律に同じような選定理由とするのではなく、選定種の実情を熟考して作成してほしい。  | 1 | パブリックコメントで公表した選定理由は、一律の表現となっておりますが、実際には、種ごと、公園ごとに情勢を分析して選定の適否を検討しております。今後、ホームページ等で指定動物を紹介する際には、御指摘に留意して対応したいと考えます。 |

#### (5)ミヤマシロチョウ(八ヶ岳中信高原国定公園)について

|    | 意見の概要  | 件数 | 対応の考え方  |
|----|--|----|---|
| 18 | 環境省の絶滅危惧 類掲載種でない。(長野県版レッドリストでは該当している。)                             | 1  | 本種については絶滅危惧 類ではありませんが、「指定動物の選定に係る作業方針」の「2. 指定のための詳細選定要件」の(3)のうち、ではなく、「我が国においてごく限られた国立・国定公園の特別地域を主要な生息地とすることが判明している動物であること」に該当します。 |
| 19 | 単なる規制ではなく、保護増殖の活動が行われるのであれば、指定によりさらに住民意識の向上にもつながり効果が発揮されるものと考えられる。 | 1  | 監視やモニタリングを実施しながら捕獲規制を行うことにより、八ヶ岳の公園区域(特別地域)における絶滅を防止します。  |

|    |   |   |   |
|----|---|---|---|
| 20 | <p>分布地が非常に局地的であるため、一定地域の厳重な保護策を実施しなければならない。</p> <p>別荘地の開発による灌木などの伐採は制限する。ただし、ヒロハノヘビノボラズは残し、周辺林地からの侵入樹木は伐採し、牧草地として明るい草原ないし低木のみとする。</p> <p>牧畜組合などの協力を求めて牛馬の放牧をさせ、牧草地を作る。</p> <p>地球温暖化によって、猛暑の夏は生き残ることすら大変になっているためゾリ貧は免れないだろう。</p> | 1 | <p>指定動物の指定後は、地域の専門家や団体等と連携してモニタリングや保全活動を進めます。</p> <p>また、生息環境の保全が動物保護の基本であるとの認識のもと、国立公園内で指定動物の生息地破壊に結びつく開発行為は厳正に規制していきます。さらに、食草保全など地域の方々の協力を得て生息環境が維持できるよう具体的な保全方策について、今後、関係県と連携しながら検討します。</p> |
| 21 | <p>今回、八ヶ岳を中心に長野県、山梨県にまたがる広範な地域で種指定を行っても、監視やモニタリングが十分に実施できるのか疑問。他のチョウ2種の2地域のように主要な生息地域を限定して取り組む方が現実的と考える。</p>  | 1 | <p>指定動物の指定後は、地域の専門家や団体等と連携してモニタリングや保全活動を進めます。具体的な保全方策については、関係県と連携しながら検討します。</p>   |
| 22 | <p>生息地の食樹(ヒロハノヘビノボラズ)を調査し、その生育を妨げている周りの木を伐採したり、適当な場所に新たに植えたりすることによって、本種を増やすことができればよいが、国有林や他人の私有地ではそのようなことができない。もし、環境省の主導で、多少の予算が付いてこれを行うことになれば、協力者は少なくないと思うので、是非実施してほしい。</p>  | 1 | <p>指定動物の指定後は、地域の専門家や団体等と連携してモニタリングや保全活動を進めます。地域の関係者との連携は重要であり、具体的な保全方策については、関係県と連携しながら検討します。</p>  |
| 23 | <p>「指定による効果」に「生息地の保全」が含まれていない。</p> <p>現在、長野県は南アルプス入笠山に多数の風力発電施設を建設する計画を推し進めているとのことであるが、八ヶ岳ではないが同地も長野県指定の天然記念物である本種の重要な生息地である。生息地の保全に関しては、ぜひとも強く押し進めてほしい。</p>  | 1 | <p>入笠山付近は、自然公園区域内ではないため、残念ながら自然公園法では対応できません。なお、一般として言えば、風力発電施設の設置については、地球温暖化対策が優先されるのではなく、希少種や景観の保全など自然環境の保全との両立が前提になると考えています。</p>  |

### (6) その他

|    | 意見の概要   | 件数 | 対応の考え方  |
|----|---|----|---|
| 24 | <p>チョウの3種の指定は妥当と考える。生息環境と食草の維持管理をすればこれらの種は増加させることができると思うので、単なる採集禁止のみならず、生息地の破壊禁止及び生息環境の積極的な作出が必要と考える。</p> | 2  | <p>指定動物の指定後は、地域の専門家や団体等と連携してモニタリングや保全活動を進めます。</p> |

|    |   |   |  |
|----|---|---|--|
| 25 | 基本的にチョウの3種共に指定動物として相応しいと考える。特にヤマシロチョウは大賛成。山梨県でも特に八ヶ岳が乱獲や生息環境の変化により大激減している。本種の保護・保全は急務と考える。  | 1 | 指定動物の指定後は、地域の専門家や団体等と連携してモニタリングや保全活動を進めます。   |
| 26 | 指定するからには、種の保護のための活動の育成、環境保全策の確立を前提にしてほしい。近隣地域に種の生育類似環境などに適地を求め、保護地域の拡大拡充を前提にしてほしい。  | 1 | 指定動物の指定後は、地域の専門家や団体等と連携してモニタリングや保全活動を進めます。   |
| 27 | チョウの3種について、選定要件のうち「指定動物に指定することにより直接的、間接的に保護上の効果があると見込まれるものであること」については否定的である。指定の網をかぶせ一時的な捕獲圧の軽減があっても、生息環境の遷移や開発行為が生息地の喪失や地域個体群の減少を加速すると考えるからである。ただ規制の網をかぶせるだけで具体的な保護・保全活動を実施できないのであれば指定そのものが無意味と考える。 | 1 | 指定動物の指定後は、地域の専門家や団体等と連携してモニタリングや保全活動を進めます。<br>なお、生息環境の保全が動物保護の基本であるとの認識のもと、国立公園内で指定動物の生息地破壊に結びつく開発行為は厳正に規制していきます。また、食草保全など地域の方々の協力を得て生息環境が維持できるよう必要な対策を検討していきます。               |
| 28 | 指定動物の種類について、もう少し期待していたが少ないのが残念。指定植物のように多くとは言わないが、公園の特色を出した指定など今後の追加を期待する。<br>また、指定後の監視についても制度は作ったけれどといわれたいような工夫をお願いする。  | 1 | 指定動物の選定は、優先的に保護対策を講じていくことが必要と考えられるものから、必要な情報収集を行い、段階的に指定の適否を判断していくこととしています。今回指定をしない動物についても、引き続き情報収集を行い、指定を検討します。<br>また、今後、職員(レンジャー、アクティブレンジャー)の他、グリーンワーカー事業による監視などを強化していく予定です。 |
| 29 | 国の規制がかかるこの機会に、県や市町村の採集禁止条例との調整を図ってもらい、アマチュアの愛好家がチョウの保護増殖を行いやすい環境を作ってもらえるとありがたい。   | 1 | 指定動物に選定した種が地方公共団体でも保護対象となっている場合、その保全策について調整していきたいと考えています。また、今回の指定動物の選定の考え方及び指定後のモニタリングや保全活動については、地方公共団体の業務の参考となるよう広く紹介していく予定です。  |

|    |   |  |
|----|---|--|
| 30 | <p>昆虫に関しては、一律に「採集圧の排除」と書かれているようであるが、この表現の社会に与える影響・余波は大きいことから、使用に際しては細心の注意を払ってほしい。</p> <p>(理由)<br/>今回取り上げられたトンボ3種は生息地が狭く生息数が減少していることは間違いないと思うが、逆に限られた環境にしか生息しないことから捕獲圧は少ないと考えられる。また、ミヤマシロチョウは県が執拗に保護対象種としているので、捕獲圧が高いとは思えない。</p> | <p>1 公園の特別地域内に主要な生息地を有しており、捕獲が行われていることが指摘されていることから、客観的に判断して、今回選定対象としたものです。</p> <p>指定動物の公表用資料では、御指摘の点に留意して記述したいと考えます。</p>   |
| 31 | <p>昆虫類も利用の仕方次第では重要な観光資源となるはずである。昆虫は地元にとっての財産であるから、環境資源としての位置づけを明記してもらいたい。</p>   | <p>1 昆虫が公園にとっての重要な資源であることは承知しています。今後、昆虫を活用した公園利用の在り方を検討します。</p>  |
| 32 | <p>環境省により国立公園内のこれらの種が指定されることを悪く模倣して、地方公共団体が「<input type="text"/>を県内全域で採集禁止」としたり、果ては昆虫採集全般に対して不当な弾圧を行うのではないかと憂慮する。</p>   | <p>1 地方公共団体が実施する動物保護施策においても望ましい捕獲規制が普及することを期待しています。また、希少種の保全について地方公共団体と連携して対応するため、必要に応じて、地方公共団体に対し適切に助言をしていきます。さらに、今回の指定動物の選定の考え方及び指定後のモニタリングや保全活動については、地方公共団体の業務の参考となるよう広く紹介していく予定です。</p> |
| 33 | <p>地域の専門家は、その地域の实情には詳しいとは思いますが、その昆虫のことについては全国レベルのアマチュアの研究家の方が圧倒的に知識は豊富である。このようなアマチュアの研究家を活用すべきである。</p>  | <p>1 指定動物の指定後は、地域の専門家や団体等と連携してモニタリングや保全活動を進めます。必要に応じて全国レベルの研究家の方の御協力も仰ぎたいと考えます。</p>  |